



平成 24 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社横河ブリッジホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 吉 田 明  
(コード番号 5911 東証第一部)  
問合せ先 監査室長 角 田 祐 一  
(TEL 03-3453-4115)

### 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 21 年 4 月 20 日に開催された取締役会において、当社グループの企業価値および株主の皆様のご利益の共同の利益を確保し発展させることを目的として、当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案に対する対応策（買収防衛等の対応策。以下、本プランといいます）の内容を決定し、同年 6 月 26 日開催の第 145 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランを導入いたしました。

本プランの有効期間は、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当社第 148 回定時株主総会（以下、本定時株主総会といいます）の終結の時までとなっておりますことから、当社において、経済情勢の変化等を勘案しつつ、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保し発展させる観点から、本プランの継続の是非を含め、その在り方について検討を行ってまいりました。

その結果、本日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを、有効期間を平成 27 年 6 月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとして、継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします。本プランの継続につきましては、当社取締役 9 名全員および社外監査役 3 名を含む当社監査役 5 名全員が賛成しております。

本プランの継続に際しましては、その内容に変更はございません。また、現時点においては、特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

## I. 当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・発展に向けた取組みについて

### 1. 当社グループの事業・現況について

当社グループは、当社の前身である横河橋梁製作所が1907年（明治40年）に創業して以来、「社会公共への奉仕と健全経営」を経営理念とし、我が国トップクラスの橋梁建設・鉄骨建築等の専門的企業グループとして躍進し続けてまいりました。主たる事業である橋梁事業におきましては、我が国を代表する著名な長大橋をはじめ国内の数々の新設橋梁工事を手がけるとともに、多くの既設橋梁の落橋防止や耐震性向上のための維持補修工事を行い、また、地震等自然災害により被災した橋梁に対し迅速な応急復旧等に尽力し、我が国の社会資本の整備と保全に貢献してまいりました。さらに海外においても、香港や東南アジア等の地域をはじめとする国々で多くの橋梁建設に携わり、各国の経済発展に寄与してまいりました。現在でも、橋梁事業の業績拡大に向け、積極果敢に営業活動を展開し、また、技術提案力の強化や積算精度の向上等競争力アップのための取組みを行っております。

また、建築事業におきましては、国内有数の超高層・大型プロジェクトの鉄骨工事や開閉式可動屋根を備えた特殊建築物工事において幾多の実績を残してまいりました。今日では、設計から製造、施工までを一貫したシステムにより、鉄骨および屋根・壁等を含め建築物を一体的に完成させるシステム建築製品の事業拡大に注力し、耐震性に優れ、短納期で廉価な建築製品としての評価をいただいて多くの実績を積み重ね、システム建築市場においてトップクラスの地位を確立するまでに至っております。

当社グループでは、公共投資政策の変化や地震等自然災害に対応した社会資本需要動向を見据え、橋梁を含め土木事業分野において積極的に新技術・製品開発を行っており、なかでも大都市部の高速道路等建設の際のトンネル工事用鋼製セグメントや合成床版等の鉄構加工製品、また橋梁の制震装置等耐震性向上・補強製品などにおいて広く営業活動を展開し販売実績を伸ばしております。また、これまで数多くの橋梁、建築その他鋼構造物分野で培った技術力を応用展開して事業化を図った、幅広い建設分野に向けてのソフトウェア開発等の情報処理事業や、液晶パネル製造用ステージ・半導体製造装置等超高精度を要求される製品の生産を行う精密機器製造事業について、これらを先端技術事業と位置づけ強力的に営業展開を行い事業の成長を図っております。さらに、電力等エネルギーの安全かつ効率的な利用に向けた政策の転換や環境問題への取組みが求められていることに対応し、廃水処理関係の水処理装置や太陽光発電設備等に係る環境事業において多様な技術開発や商品化を進めております。

### 2. 当社グループの企業価値の源泉について

上記1のとおり、当社グループは、各事業分野において着実に実績を積み上げ、安全かつ品質の高い製品を提供することにより、長年にわたり国内外の社会資本整備・保全等への貢献を果たしてまいりました。そして、顧客との強固な信頼関係を築き、

橋梁・建築等鋼構造製品分野におけるリーディングカンパニーとして社会的評価を確立するとともに、新たな事業分野を開拓してグループの成長・拡大を図り、当社グループの企業価値および株主の皆様の共同の利益の確保・発展に努めてまいりました。今後も、当社グループは、社会資本の整備・保全等を担う専門的企業グループとして、その公共的使命と社会的責任を全うし、良質な社会資本を提供していくために、さらに経営基盤を強化し、経営品質を高め、企業価値を発展させていく所存であります。そのためには、当社グループの企業価値を創出する源泉をしっかりと保持し、さらに堅固なものにしていく必要があると考えております。

当社グループの企業価値を創出する諸々の源泉は、各事業分野において顧客からの高水準な要求に耐えうる高度な技術力・施工能力、安全・品質の維持・管理能力、それらを支える優れた人的・物的資産、顧客・取引先事業者その他ステークホルダーとの間に築かれた強固な信頼関係、ならびに事業の継続・拡大のため効率的に配分されるべき経営資源および健全財務の経営力などであります。特に主力の橋梁事業にとっては、技術・価格・企業評価等の面で競争力が明確に評価される公共工事入札制度の総合評価落札方式を勝ち抜いていくために、長年にわたる技術開発と豊富な施工実績によって培われてきた高度な技術力と施工能力は必要不可欠なものであり、当社グループの企業価値を創出する重要な源泉の一つとなっております。

これら当社グループの企業価値の源泉に対する十分な理解と、これらを着実に育て強化させていく中長期的視野に立つ経営こそが、当社グループへの信頼を高め、また当社グループの企業価値を発展させていくことになり、ひいては株主の皆様の共同の利益の安定的かつ持続的な確保・発展につながるものと確信いたしております。

### 3. 当社グループの企業価値向上への取組みについて

建設産業を取りまく事業環境は、需要の縮小とそれに伴う競争の激化により極めて厳しい状況にあります。橋梁業界におきましても、国内の鋼橋需要が縮小するなか受注競争は激化の一途をたどっており、当社グループを取りまく事業環境は一層厳しくなっております。当社グループはこのような困難な状況を乗り切るため、従前より、主力の橋梁事業の強化、新規事業への進出、グループ内再編等による経営基盤の強化、および外部企業との連携等を進めてまいりましたが、現在でも、グループ一丸となって企業価値の向上のための諸施策に取り組んでおります。

当社グループは、平成22年2月に、平成22年度を初年度とする、3ヵ年の中期経営計画を策定いたしました。この中期経営計画では、厳しい事業環境に置かれている橋梁・建築事業などの主力事業の強化を図るとともに、高い成長性が見込める事業として、保全・海外・環境・土木関連事業の4事業を新たに重点事業として位置づけ、積極的に経営資源を投入し成長をより確実なものにすることを主な内容としております。

当社グループは、持株会社としてグループ内事業会社の経営管理を行う当社のほか、株式会社横河ブリッジ、横河工事株式会社、株式会社横河システム建築、株式会社横

河住金ブリッジ、株式会社榑崎製作所、株式会社横河技術情報、株式会社横河ニューライフ、株式会社ワイ・シー・イーの計9社から構成され、この体制のもと、「選択と集中」による経営資源の効率的配分および各事業領域の調整・拡大等を含め、グループの経営計画を迅速に意思決定し、計画目標達成に向け一層の努力を重ねております。現在、当社グループは、業容拡大・成長を目ざして全力を挙げて邁進しており、当社グループの企業価値・株主の皆様のご利益の継続的な確保・発展を図っているところであります。

#### 4. コーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた取組みについて

当社グループは、経営基本方針の一つとして「経営品質の向上」を掲げ、コンプライアンス・社会規範の尊重をさらに徹底し、有効な内部統制の確立等と併せて経営品質の向上を図っていくことにしております。

先の橋梁談合による独占禁止法違反事件のような不祥事を二度と起こさないよう、全力を挙げて、独占禁止法をはじめ国内外全ての法令を遵守し、また、企業倫理ならびに社会規範等を尊重して企業行動を行うことを規定した「YBHDグループ企業行動憲章」の完全実施を行っております。さらに、教育研修等を通じて同憲章遵守の徹底を図るとともに、コンプライアンスについての教育研修を継続的に実施し、法令遵守のもと業務を行っていくために必要な制度、社内規定、マニュアル等の充実化も図っております。

さらに内部監査・管理体制の強化のため、社長に直属した独立組織の監査室において内部業務監査を行う体制を整え、営業部門等に対し、会議への出席、文書や伝票のチェック等を通じて監査を行っております。当社監査室と各事業会社に設置した監査担当部が連携して、グループ全体の内部監査体制を整え、実行しております。また、会社法の規定する内部統制システムとして、取締役および従業員の職務の執行が法令、定款に適合することを確保する体制や損失の危険を管理する体制等を構築し、適切な事業活動を行う体制を整備しており、当社グループの企業価値・株主の皆様のご利益の継続的な確保・発展を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた諸施策に全力で取り組んでいるところであります。

## II. 本プラン継続の必要性・目的について

上場会社である当社株式は、株主・投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為があった場合においても、当社グループの企業価値・株主の皆様のご利益に資するものであれば、これを一概に否定するべきものではなく、大規模買付行為の提案に応じるべきか否かの最終的判断は、個々の株主の皆様のご自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主が当該大規模買付行為の評価・検討

等を行い、あるいは対象会社の取締役会がそれに対する代替案を提案するための十分な時間や情報が確保・提供されないもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、その他対象会社について真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものも想定されます。

当社そして当社株主の皆様にとりましても、将来において、このような当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為がなされないとはいえません。

当社といたしましては、当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業理念である「社会公共への奉仕と健全経営」に基づく経営方針、健全かつ安定的な経営を行っていくための経営資源、当社グループの企業価値を生み出す諸々の源泉を十分に理解したうえで、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的に確保し発展させていくことができる者でなければならぬと考えております。

従いまして、当社は、大規模買付行為がなされる場合には、当該大規模買付行為を行おうとする者から大規模買付行為に係る必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会がそれに対する代替案の提案等も含め当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するための措置を行うのに必要な情報や時間を確保するとともに、株主の皆様が当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保と発展の観点から、大規模買付行為に係る買付提案の内容と当社取締役会による代替案やその他の提案とを比較し大規模買付行為に応じるべきか否かを判断することを可能にし、加えて当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為についてはこれを阻止する必要があると考えております。そして、この目的が達成されるために、大規模買付行為を行うにあたっては、大規模買付者は経営方針、経営戦略、事業計画等の内容について必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供すること、大規模買付者がこれに反しまたは当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがあるものと判断される場合には必要かつ相当な対抗措置を講ずること等を定めた一定の合理的なルールとして、本プランを継続することにいたしました。

当社取締役会は、対抗措置の発動が株主の皆様の共同の利益に係わるものであることから、株主の皆様の意思に基づいて行うべきであると考えており、本プランは、後述するように、対抗措置の発動の判断の際には、当社取締役会が大規模買付行為に係る情報を収集し、これを慎重かつ十分に評価・検討したうえで、その責任において、対抗措置の発動を株主総会に提案することとし、大規模買付行為に係る情報、当社取締役会の意見や対抗措置の発動提案の判断に至った理由等を適時・適切に開示することにより、株主の皆様の適切かつ合理的なご判断を仰ぐことにしております。ただし、本プランのルールが遵守されない場合、ならびに大規模買付行為の方法・期間等

により、対抗措置発動に関わる株主の皆様のご判断のための時間が不足する場合などにおいて、当社取締役会の意思決定のみによって、対抗措置を講じる場合があります。

### Ⅲ. 本プランの内容について(本プランによる対抗措置発動に至るまでの流れについては、別紙5をご参照ください)

#### 1. 本プランの対象となる買付等

次の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を、本書において、大規模買付行為といい、大規模買付行為を行い、または行おうとする者を、本書において、大規模買付者といいます）がなされ、または、なされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社の株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社の株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### 2. 大規模買付者に対する情報提供の要求

##### ① 「大規模買付意向表明書」等の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、本プランに定められた手続に従う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を提出していただきます。大規模買付意向表明書には、別紙1で定める事項を明示していただき、その提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

##### ② 「大規模買付情報」の当社への提供

上記①に従い大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ

---

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。本書において、別段の定めがない限り同じとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。本書において、別段の定めがない限り同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。本書において、別段の定めがない限り同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。②において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。本書において、別段の定めがない限り同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。本書において、別段の定めがない限り同じです。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において、別段の定めがない限り同じとします。

十分な情報を得るため、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、大規模買付情報といいます）を提供していただきます。

- i 当社は、大規模買付意向表明書の受領後、直ちに別紙 2 で定める大規模買付情報のリスト（以下、大規模買付情報リストといいます）を大規模買付者国内連絡先あてに発送いたしますので、その発送後 20 営業日<sup>8</sup>(初日不算入)以内に、大規模買付者は、大規模買付情報リストに従い、十分な大規模買付情報を当社に提供していただきます。
- ii 大規模買付情報の提供がなく、もしくは上記 i により大規模買付者から提供していただいた大規模買付情報では、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対し、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。

### 3. 大規模買付行為の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

#### ①当社取締役会による検討等

当社取締役会は、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家をいい、以下同じとします）の助言を得て、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合には、60 日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または 90 日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案のための期間（以下、取締役会検討期間といいます）として設定いたします。当社は、大規模買付情報の提供が完了したこと、およびその情報の内容の概要、ならびに取締役会検討期間を設定したことについて、株主およびステークホルダー等（あわせて以下、株主等といいます）の皆様に適時適切に開示いたしますとともに、大規模買付者に対しましても、その旨を通知いたします。

取締役会検討期間において、当社取締役会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得て、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保・発展の観点から、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する比較検討および当社取締役会による代替案の検討等を行います。なお、当社取締役会は、評価、検討、意見形成、代替案立案のために必要な範囲内で取締役会検討期間を最大 30 日間延長することができるものとします。取締役会検討期間を延長する場合は、その理由および延長期間等について、株主等の皆様に対し適時適切に開示いたします。

---

<sup>8</sup> 行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日を意味します。本書において、別段の定めがない限り同じとします。

また、当社取締役会は、必要があると認めた場合は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する協議・交渉等を求める場合があり、それに対し速やかに応じるよう要請いたします。

大規模買付者は、取締役会検討期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始できるものといたします。

#### ②株主等の皆様に対する情報開示

当社取締役会は、大規模買付行為がなされた事実とその概要、大規模買付情報の内容の概要その他の状況、および当社取締役会として慎重にとりまとめた意見、大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案等を提供する場合は当該代替案等について、法令等および証券取引所規則に従って適時適切に株主等の皆様に開示いたします。また当社取締役会の意見・代替案等については大規模買付者に通知いたしません。

### 4. 大規模買付行為に対する対抗措置の発動に関する方針

#### ①株主総会の判断による対抗措置の発動

当社取締役会は、取締役会検討期間の経過後、大規模買付行為を大規模買付情報等に基づき評価・検討した結果、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められるものとして、別紙 3 に掲げるいずれかの類型に該当すると判断した場合または該当すると客観的・合理的に疑われる事情がある場合においては、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大規模買付行為を当社グループの企業価値および株主の皆様の共同の利益を著しく損ない、またはそのおそれがある買収行為とみなし、原則として当社株主総会において株主の皆様の賛成多数を得ることができれば、当該大規模買付行為に対する必要かつ相当な対抗措置(以下、対抗措置といたします)を講じることといたします。この場合、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得て、慎重に株主総会への対抗措置発動の提案の是非を判断するものとし、これを提案する場合においては、その十分な理由等を株主等の皆様に對し適時適切に開示いたします。

#### ②株主総会の招集・決議

当社は、対抗措置の発動の是非について、株主の皆様にその判断をしていただくため、臨時株主総会を招集し、もしくは大規模買付行為が行われた時期により可能と判断されれば定時株主総会(あわせて以下、株主総会といたします)において、対抗措置の発動に関する議案の提案をいたします。なお、臨時株主総会の場合においては、当社取締役会は、会社法第 124 条の規定により、速やかに、当該臨時株主総会において議決権を行使できる株主様を確定するための基準日(Ⅲにおいて、基準日といたします)を設定し、当該基準日の公告をいたします。株主総会における対抗措置発動議案の決議は、当該基準日の最終の株主名簿に記載された株主様の有する議決権の



1/3以上の出席を得て、その過半数の賛成をもって行うものいたします。なお、株主総会の開催に要する期間については、臨時株主総会の場合では、基準日の公告、株主名簿の確定、招集通知の作成・発送等その他必要な手続を履践するために必要な期間として、約60日間(40営業日)を見込んでおります。

#### ③対抗措置発動の提案の撤回

当社取締役会が、上記①、②により対抗措置の発動について株主総会に提案を行った場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、対抗措置を発動するか否かの、株主総会への提案の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・発展という観点から、対抗措置の発動について株主総会に提案することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、外部専門家等の助言を得て、対抗措置発動の提案の撤回をすることができるものとし、その場合には会社法の定めに基づき適切に撤回の手続を行うとともに、その旨を株主等の皆様に対し適時適切に開示いたします。

#### ④例外的措置

当社は、上記①および②により、対抗措置の発動に関しては、原則として株主総会における株主の皆様の判断により行うものとしておりますが、本プランのルールが遵守されない場合、ならびに大規模買付行為が、その方法・期間等により、当社取締役会による大規模買付行為に対する評価・検討、および対抗措置発動に関わる株主の皆様の判断のための株主総会の開催に必要とする、上記②に記載する時間が不足すると当社取締役会が認める場合など、以下に掲げるような限られた場合において、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社グループの企業価値および株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、上記①および②の例外的措置として、当社取締役会の意思決定のみによって、当該大規模買付行為に対し対抗措置を講じる場合があります。この場合は、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得て、また社外監査役を含む当社監査役全員の意見を聴取したうえで慎重に対抗措置発動の是非を判断し、当社取締役会の決議により、対抗措置の発動を行うことにいたします。なお、当社取締役会の決議により、対抗措置の発動を行う場合は、その十分な理由等を株主等の皆様に対し適時適切に開示いたします。

- i 当社に対して大規模買付意向表明書の提出を行わずに、突然に一方的な大規模買付行為を行ってきた場合、もしくは取締役会検討期間を経過しないうちに大規模買付行為を開始した場合など本プランのルールが遵守されない場合
- ii 取締役会検討期間を経過した場合であっても、大規模買付行為が大規模買付情報等に基づき評価・検討した結果、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められるものとして、別紙3に掲げるいずれか

の類型に該当すると判断した場合または該当すると客観的・合理的に疑われる事情がある場合において、開始された大規模買付行為の買付期間等が40営業日に満たない場合

#### ⑤ 対抗措置の不発動

当社取締役会は、大規模買付者より大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・検討および株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報が得られ、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保と発展の観点から、それらに資する提案がなされたと判断した場合等には、たとえ当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。なお、この場合において当該大規模買付者が大規模買付行為を開始した際に、当該大規模買付行為に買付期間等の制約はありません。

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置を講じない旨を株主等の皆様に対し適時適切に開示いたします。ただし、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

#### ⑥ 対抗措置発動の中止

当社取締役会が、上記①、②および④の手続を踏まえ、対抗措置を発動した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・発展という観点から、発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、必要に応じて外部専門家等の助言を得て、発動した対抗措置の中止をすることができるものとし、その場合にはその旨を株主等の皆様に対し適時適切に開示いたします。

### 5. 大規模買付行為に対する対抗措置の内容

本プランに基づく対抗措置は、原則として、新株予約権(以下、本新株予約権といいます)の無償割当てを実施することをその内容とし、その詳細については、別紙4の記載のとおりといたします。

## IV. 本プランの有効期間等について

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から、3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとした

します。

なお、当社取締役会は、かかる有効期間の満了前であっても、その決議により、本プランに関する法令、証券取引所規則の新設、改廃その他公的機関の動向等を踏まえ、これらに関し必要相当と認められる範囲で本プランを変更することがあります。

当社は、本プランの変更または廃止等がなされた場合には、当該変更または廃止等の事実およびその内容その他の事項について株主等の皆様に適時適切に開示いたします。

## V. 本プランの合理性について

### 1. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しております。

### 2. 企業価値研究会の報告書に準拠していること

平成20年6月30日付けの企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において、買収防衛策の導入および発動の要否について取締役自ら責任をもって判断し、そのうえで株主に対する説明責任を果たすことが求められていることに対し、本プランにおいては、取締役会として大規模買付行為に係る情報を収集し、これを慎重かつ十分に評価検討したうえで、その責任において、対抗措置の発動を株主総会に提案し、また、対抗措置の発動提案に至った十分な理由等を株主の皆様へ適時適切に開示し、説明責任を果たすこととしており、同報告書に準拠しております。

### 3. 株主共同の利益の確保・発展の目的をもって継続されること

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会の確保も含め当社グループの企業価値・株主の皆様との共同の利益に資するための措置を行うことを可能にするものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保し、発展させるという目的をもって継続されるものです。

### 4. 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、上記IV「本プランの有効期間等について」にて記載したとおり、本プランの有効期間満了の前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。

さらに、大規模買付行為が行われた場合には、本プランに基づいた対抗措置の発動

について、原則として株主総会においてその賛否を株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

従いまして、本プランの内容は、当社株主の皆様の意思を重視する内容となっております。

#### 5. 合理的な客観的発動要件が設定されていること

本プランは、上記Ⅲ-4の「大規模買付行為に対する対抗措置の発動に関する方針」にて記載したとおり、予め定められた合理的・客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### 6. 第三者専門家の意見を取得すること

本プランは 上記Ⅲ-3「大規模買付行為の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討」および4「大規模買付行為に対する対抗措置の発動に関する方針」にて記載したとおり、当社取締役会が大規模買付行為に対する代替案の検討および対抗措置発動等に関しての判断を行う際に、外部専門家等の第三者の助言を得ることができるようになっており、当社取締役会による判断の公正性・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

#### 7. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記Ⅳ「本プランの有効期間等について」にて記載したとおり、当社取締役会により廃止することができることから、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能ですので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## Ⅵ. 株主・投資家の皆様にご与える影響について

### 1. 本プランの継続時に株主・投資家の皆様にご与える影響

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会の確保も含め当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するための措置を行うことを可能にするものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保し、発展させるという目的をもって継続されるものです。従いまして、本プランの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

本プランの継続時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従いまし

て、本プランがその継続時に株主・投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

## 2. 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

上記Ⅲ-4 の手続に従って対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 1 個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定める効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に、別途定める本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。ただし、当社は別紙 4 の本新株予約権の概要 8. に記載のとおり非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式 1 株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、当社取締役会が、発動の手続を開始した対抗措置の中止を決定した場合には、株主の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

## Ⅶ. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続について

### 1. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込み等の手続は不要です。

### 2. 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の取得または行使に際して株主の皆様が必要となる手続

当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続に従い、取締役会の決議を行い、かつ新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、取得を行います。また、大規模買付者およびそのグループを対象として本新株予約権を行使することができない者として定めた非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は、会社法に定められた手続に従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様に対して、割当ての通知を行いますので、株主の皆様にお

かれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使して下さいますようお願い申し上げます(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます)。

なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および証券取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社から開示される情報にご留意下さい。

以上

(別紙1)

## 大規模買付意向表明書

### 1. 大規模買付者の概要

- ① 氏名または名称および住所または所在地
- ② 代表者の役職・氏名
- ③ 会社等の目的および事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者(所有株式数または出資割合上位 10 名)の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

### 2. 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、および、大規模買付意向表明書提出日前 60 日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

### 3. 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等<sup>9</sup>を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要、なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます)を含みます)

### 4. 本プランに従う旨の誓約

以上

---

<sup>9</sup> 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、同法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定する重要提案行為等を意味します。本書において、別段の定めがない限り同じとします。

(別紙2)

### 大規模買付情報リスト

- ①大規模買付者およびそのグループの詳細(その名称、沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員および社員その他構成員の氏名、職歴、ならびに直近3事業年度の財務内容、経営成績その他の経理の状況)、ならびに大規模買付者とそのグループの関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、およびこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません)
- ②大規模買付行為の目的の具体的内容、方法および内容(大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます)
- ③買付対価の種類および金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類および交換比率、有価証券等および金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率および金銭の額を記載していただきます)ならびに当該金額の算定の基礎および経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます)
- ④大規模買付行為に要する資金の調達状況、および当該資金の調達先の概要(預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます)
- ⑤大規模買付者およびそのグループによる当社の株券等の過去の全ての取得時期および当該時期毎の取得数・取得価額、ならびに、当社の株券等の過去の全ての売却時期および当該時期毎の売却数・売却価額
- ⑥大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下、担保契約等といいます)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑧支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社グループの支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配



権取得後の経営方針または経営参加後の計画および議決権の行使方針。当社グループと同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含まれます)に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無およびその内容・実績等、ならびに、組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性

- ⑨純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由、長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑩重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑪大規模買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- ⑫大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由
- ⑬大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
- ⑭当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑮その他大規模買付行為の適法性、妥当性等を判断するために当社取締役会が必要と判断する情報

以上

(別紙3)

### 当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 大規模買付者が真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の買付けを行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
2. 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社グループの資産を大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の買付けを行っているとは判断される場合
3. 当社グループの経営を支配した後に当社グループの資産を大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社の株券等の買付けを行っているとは判断される場合
4. 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期および方法を含みます)、違法性の有無、実現可能性等を含み、またこれらに限られません)が、当社グループの企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
6. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
7. 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または発展を妨げるおそれがあると判断される場合
8. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
9. その他上記1から8までに準ずる場合で、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・発展を著しく損なうと合理的に判断される場合

以上

(別紙4)

## 本新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議(以下、本新株予約権無償割当て決議といいます)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下、割当期日といいます)における当社の最終の発行済みの普通株式の総数(ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます)の同数以上で当社取締役会が別途定める数といたします。

### 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式(ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます)1株につき1個以上で、Ⅲ-4-①・②により株主総会の決議に基づき当社取締役会が定める場合、またはⅢ-4-④により当社取締役会が定める場合においての、それぞれ定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株(以下、対象株式数といいます)といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円といたします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者<sup>10</sup>、②特定大量保有者の共同保有者<sup>11</sup>、③特定大量買付者<sup>12</sup>、④特

---

<sup>10</sup> 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>11</sup> 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

<sup>12</sup> 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。)によって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等

定大量買付者の特別関係者、もしくは、⑤これら①ないし④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者<sup>13</sup>(これらの者を総称して、本書において、非適格者といいます)は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

①当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間において、いつでも、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合その他当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものといたします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様といたします。

#### 9. 本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行いたしません。

#### 10. 本新株予約権の行使期間その他必要な事項

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

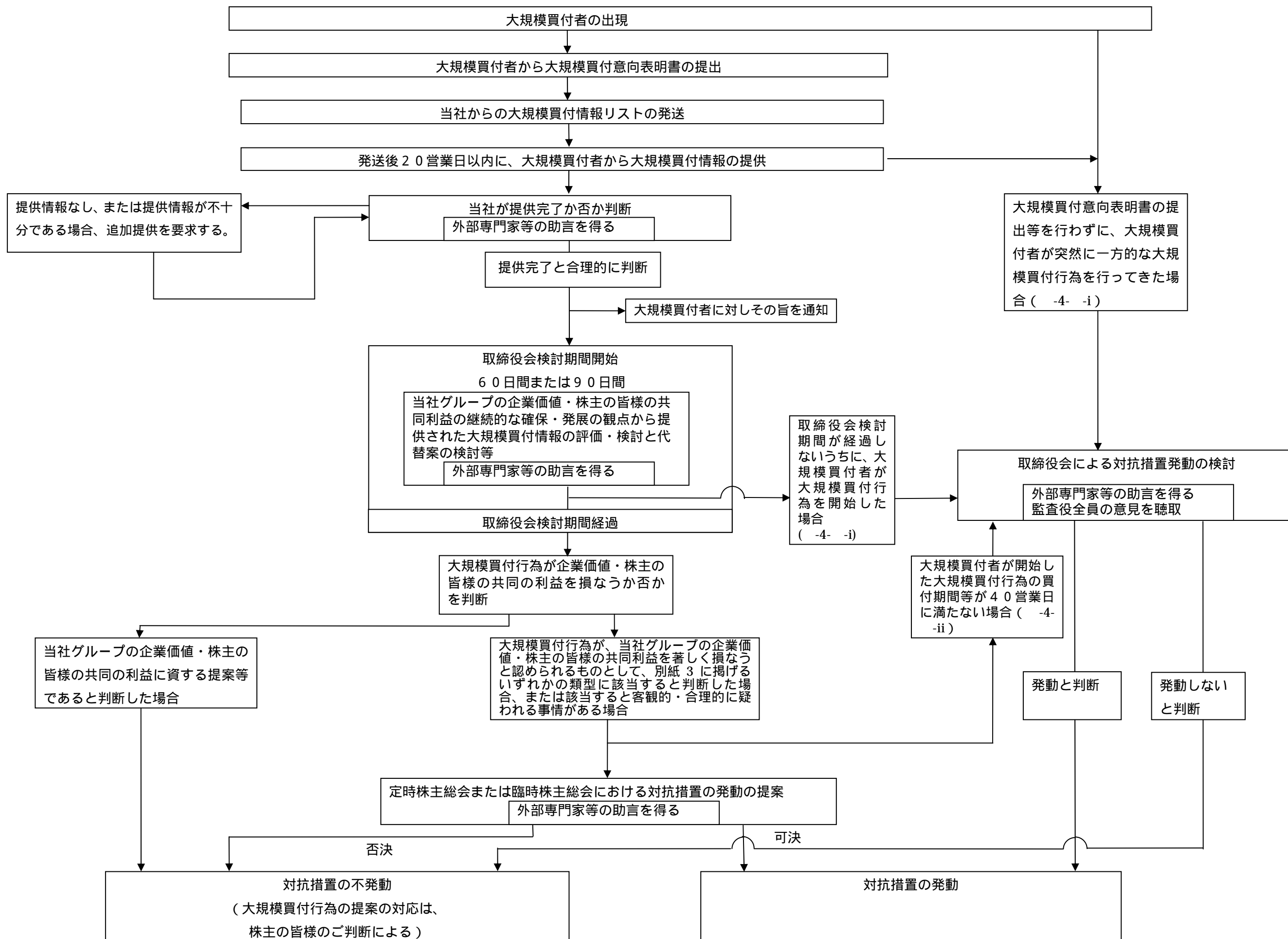
以上

---

を意味します。以下本注において同じです。)の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>13</sup> 「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。

本プランに係る手続きの流れの概要



当社株式の状況（2012年3月31日現在）

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 1. 発行可能株式総数     | 180,000,000 株 |
| 2. 発行済株式総数      | 45,564,802 株  |
| 3. 株主数          | 5,114 名       |
| 4. 大株主(上位 10 名) |               |

| 株主名                                    | 当社への出資の状況   |       |
|--|-------------|-------|
|  | 持株数         | 持株比率  |
| 横河電機株式会社                               | 2,793,691 株 | 6.38% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                | 2,265,000 株 | 5.18% |
| 新日本製鐵株式会社                              | 1,987,303 株 | 4.54% |
| CGML - IPB CUSTOMER COLLATERAL ACCOUNT | 1,768,000 株 | 4.04% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）              | 1,581,000 株 | 3.61% |
| 瀧上工業株式会社                               | 1,140,000 株 | 2.60% |
| 株式会社みずほコーポレート銀行                        | 890,612 株   | 2.03% |
| 日本生命保険相互会社                             | 678,839 株   | 1.55% |
| 住友不動産株式会社                              | 674,000 株   | 1.54% |
| 横河ブリッジホールディングス従業員持株会                   | 648,924 株   | 1.48% |

（注） 1. 当社は、自己株式を 1,839,585 株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以上